



静岡県 スポーツ 推進計画

2022-2025

はじめに

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものであります。スポーツ基本法においても、スポーツは、「世界共通の人類の文化」であり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされており、スポーツを日常生活に位置付けることで、人生をより楽しく、健康的なものとすることができます。

本県では、令和元年(2019年)にアジア初となるラグビーワールドカップ2019が開催され、エコパスタジアムでの優勝候補アイルランドに対する日本の歴史的勝利が、「SHIZUOKA SHOCK」として世界を駆け巡り、「SHIZUOKA」の国際的な存在感や「エコパ」の知名度が飛躍的に向上しました。

また、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により1年延期された東京2020オリンピック・パラリンピックにおいては、本県はオリンピック自転車競技を有観客により開催できたことで、数々の熱戦が多くの人々の目の前で繰り広げられ、大きな感動をもたらしました。とりわけパラリンピックでは、競技開催期間の12日間全てにおいて本県ゆかりの選手がメダルを獲得する快挙により、多種多様な障害者スポーツが高い関心を持って受け入れられました。

このたび改定した「静岡県スポーツ推進計画」では、このような大規模国際スポーツイベントの成果を一過性のものとしないうえ、県民の皆様のかつてないスポーツへの関心の高まりをレガシーとして継承し、「スポーツによる健康づくりの推進」、「スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現」、「地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化」の3つの基本方針による「スポーツの聖地づくり」を基本理念とし、関係行政機関やスポーツ団体等との連携を図りつつ、諸施策を推進していくことといたしました。

結びに、本計画の策定に当たり、様々な視点から貴重な御意見を頂いた静岡県スポーツ推進審議会の委員の皆様をはじめ、関係の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和4年(2022年)3月

静岡県知事

川勝 平太

静岡県スポーツ推進計画

第1章	改定にあたって	2
1	計画改定の経緯	2
2	計画の趣旨	3
3	計画の性格	3
4	計画の期間	3
第2章	スポーツ推進計画の進捗状況	4
1	スポーツ推進計画の検証	4
2	スポーツに関する静岡県の姿（本県を取り巻く課題）	9
第3章	基本理念と基本方針	16
1	基本理念	16
2	基本方針	16
第4章	具体的な施策の展開	18
1	体系図	18
2	施策の展開	19
	基本方針1 スポーツによる健康づくりの推進	19
	柱1 幅広い世代への生涯スポーツ振興	19
	柱2 スポーツ施設の整備と利活用の促進	28
	基本方針2 スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現	32
	柱3 トップアスリートの活躍によるスポーツへの関心喚起と理解促進	32
	柱4 障害の有無にかかわらないスポーツ振興	41
	基本方針3 地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化	45
	柱5 スポーツによる交流促進	45
	柱6 交流を促進するための体制整備	49
資料編		51
	指標・目標一覧	52
	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）	53
	プログラム	64

第1章 改定にあたって

1 計画改定の経緯

本県では、2005（平成17）年3月に基本理念を「県民の健康で明るい生活を支えるスポーツの振興」とする「静岡県スポーツ振興基本計画」を策定しました。

続いて2011（平成23）年3月には、「『ふじのくに』生涯スポーツ社会の実現」を基本理念とし、概ね10年を見据えた新たな「静岡県スポーツ振興基本計画」を策定しました。

なお、同年6月には、日本スポーツの根幹となっている、「スポーツ振興法」が改定され、「スポーツ基本法」が制定されています。さらに、2012（平成24）年3月には、国において「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ基本計画」が策定されました。

本県では、これらの動向を受け、2014（平成26）年7月に本県のスポーツ推進の基本的な方向を示す「静岡県スポーツ推進計画」を策定しています。この計画の目標年次は、「スポーツ振興基本計画」と同様に2020（平成32(令和2)）年とし、2017（平成29）年頃に見直しを検討することを規定しています。

更に、2017（平成29）年3月には、文部科学省が2017（平成29）年度からの5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示した「第2期スポーツ基本計画」を発表しています。

これを受け、本県では2018（平成30）年に、「スポーツの聖地づくり」を新たな理念とした、「静岡県スポーツ推進計画」を改定しました。この計画は、「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり 基本構想」や国の「第2期スポーツ基本計画」の目標年次である、2021（令和3）年度を目標年次としています。

現在、国の「第3期スポーツ基本計画」の改定が進められており、併せて「静岡県スポーツ推進計画」の計画期間が満了することを受け、基本理念を引き続き「スポーツの聖地づくり」とする、新たな「静岡県スポーツ推進計画」を策定しました。

時期（年度）		静岡県	国
2005	平成17	スポーツ振興基本計画	スポーツ振興基本計画 （10年間） 平成22年8月 スポーツ立国戦略発表
2006	平成18		
2007	平成19		
2008	平成20		
2009	平成21		
2010	平成22		
2011	平成23	スポーツ振興基本計画 概ね10年を見据え平成25年頃見直し	—
2012	平成24		
2013	平成25	スポーツ推進計画 平成29年頃に見直し	スポーツ基本計画（5年間） 10年間を見通し
2014	平成26		
2015	平成27		
2016	平成28		
2017	平成29		
2018	平成30	スポーツ推進計画 総合計画に合わせ当初の10年を1年延伸	第2期スポーツ基本計画 （5年間）
2019	令和元		
2020	令和2		
2021	令和3		
2022	令和4	スポーツ推進計画	第3期スポーツ基本計画 10年間を見通し
2023	令和5		
2024	令和6		
2025	令和7		
2026	令和8		

2 計画の趣旨

スポーツ基本法において、各都道府県は国の「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の事情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるように努めることとされています。

県においては、「スポーツの聖地」に向けたビジョンを市町や県民と共有しながら、地域の特性に応じハード・ソフトの施策を総合的に進める指針となる計画とします。

本計画は、以下のようなスポーツの力を発揮できる計画策定を念頭において策定しています。

- 大規模国際スポーツ大会の終了に伴い、イベント中心の取組から日常におけるスポーツ振興への転換
- 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、ICT機器の活用などスポーツ分野における生活様式の変容
- 乳幼児期から高齢期まで、世代に応じた生涯スポーツの振興による、健康の維持への貢献
- 性別や障害の有無、言語の違いなどにかかわらず、スポーツを通じた共生社会の実現

3 計画の性格

- (1) 本計画は、静岡県スポーツ推進審議会による審議等を踏まえながら策定しています。
- (2) 本計画は、スポーツ基本法に基づく国の「第3期スポーツ基本計画」を可能な限り参酌しつつ、「県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり 基本構想」を勘案した計画です。
- (3) 本計画は、本県のスポーツ推進の基本的な方向性を示すものです。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、県の新ビジョンが2025（令和7）年度を目標年度としていることを踏まえ、2022（令和4）年度～2025（令和7）年度までの4年間とします。ただし、計画の期間中に社会環境や経済状況、生活様式など状況の変化が生じた場合には、必要に応じて見直すことがあります。

1 スポーツ推進計画の検証

静岡県スポーツ推進計画（2018（平成30）年度3月策定）は、6つの項目10個の目標を掲げそれぞれ推進してきました。新たな計画の策定にあたり、これまでの計画を検証した結果は以下の通りです。

1 スポーツ参画人口の拡大

	基準値 2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	目標 2021 令和3
成人の週1回以上のスポーツ実施率	52.7%	53.9%	52.9%	54.5%	57.7%	65%
新体力テストの記録が全国平均を上回る割合	73.5%	75.5%	68.6%	59.3%	65.7%	100%

- 【取組内容】
- ・乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じたスポーツ参画機会を提供
 - ・スポーツ実施率が低い人達（女性、ビジネスパーソン、スポーツ嫌いの子など）が気軽に参加できる運動機会提供を促進

成人の週1回以上のスポーツ実施率については、増加傾向にありますが、進捗が遅れがみられます。若い女性や働き盛り世代のスポーツ実施率が低いため、スポーツへの抵抗感を和らげ、気軽に参加できる機会や種目の普及に取り組んでいきます。

新体力テストが全国平均を上回る割合については、横ばいあるいは低下の傾向がみられます。一生のうちでもっとも運動神経が発達する時期（P14参照）に、様々な運動を経験することが重要であり、地域や学校において運動に親しむ機会の拡大を図ります。

2 スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

	基準値 2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	目標 2021 令和3
県立水泳場及び富士水泳場の利用者数	280千人	304千人	303千人	283千人	207千人	310千人以上
県立武道館の利用者数	309千人	283千人	305千人	249千人	71千人	310千人以上

- 【取組内容】
- ・子供へのスポーツ機会の提供に向け、学校と地域、相互の人材が連携
 - ・中間支援組織の設立等による地域スポーツクラブの体制強化や、自立的な活動の促進支援

県立スポーツ施設における運営状況の評価等を実施し、サービス水準の向上を図ったことから順調に推移してきましたが、老朽化等による修繕工事や新型コロナウイルス感染症に伴う施設利用の一部の休止による大会や合宿の減により目標に届いていません。生涯にわたってスポーツを楽しみ、県民の健康増進、競技力の向上及び指導者養成を図る拠点として利用できる施設運営に取り組み、利用拡大を図ります。



【県立水泳場】

3 スポーツを通じた多様性のある社会の実現

	基準値 2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	目標 2021 令和3
静岡県障害者スポーツ大会への参加者数	3,225人	2,859人	2,930人	2,902人	454人	3,500人以上
成人女性の週1回のスポーツ実施率	51.0%	53.8%	52.9%	52.8%	51.5%	65%

【取組内容】 ・障害のある人、女性など、スポーツ参加への配慮が必要で、今まで機会が少なかった人の参画を推進

「静岡県障害者スポーツ大会への参加者数」は、2016（平成28）年度に3,000人を超えたものの、目標値には達していません。また、「女性のスポーツ実施率」も20代、40代の実施率が低い傾向にあります。運動部活動に加入する女子の数も減少していることから、女性や障害のある人がスポーツを続けられるような環境を整えるとともに、障害の有無にかかわらずスポーツ参画機会の拡大を図ります。



【2021（令和3）年度県パラスポーツ運動会】

4 スポーツを通じた地域の活性化

	基準値 2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	目標 2021 令和3
スポーツ・レクリエーション 交流人口	2,503 万人	2,777 万人	2,693 万人	2,703 万人	2,588 万人	3,500 万人
東京2020オリパラ大会 運営ボランティア登録者数	—	54人	962人	852人	874人	※ 2,500人

※当初の目標は大会組織委員会が募集する「大会ボランティア」1,800人と、本県で募集する「都市ボランティア」700人を合わせて目標2,500人と設定。「大会ボランティア」の各会場の登録者数は公表されていないが、「都市ボランティア」は目標である700人を達成した。なお、2021（令和3）年の大会直前の登録者数は762人となった。

【取組内容】 ・ラグビーワールドカップ2019や、東京2020オリンピック・パラリンピックなどを契機にスポーツを通じた交流人口の拡大や関連産業の振興に取り組み、地域活性化を推進

「スポーツ・レクリエーション交流人口」は、2019（令和元）年度まで横ばいで推移したものの、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響等で減少しています。また、「東京2020オリンピック・パラリンピックボランティア」については、大会延期に伴い参加困難になった方もいましたが、再募集等に努め目標を達成しました。今後は、スポーツコミッションの体制整備を推進等により交流人口の拡大やボランティアの体制構築等に取り組みます。



【東京2020オリンピック・パラリンピックボランティア】

5 競技力の向上

	基準値 2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	目標 2021 令和3
国民体育大会における総合成績	16位	17位	19位	17位	延期	8位以内
東京オリ・パラ出場の本県関係者数	—	—	—	—	(延期：R3) 51名	85名以上

- 【取組内容】 ・ジュニアからトップレベルまでの体系的な人材育成とスポーツ環境の整備
・トップアスリートのセカンドキャリアを市町や企業、競技団体と連携して支援

国民体育大会における総合成績は、2017（平成29）年度は得点が高い5人以上の競技の獲得得点が173.5点で21位（昨年は223.5点で12位）であり、順位を下げる要因となりました。国民体育大会は「日本一の都道府県」をかけて競う国内最大の総合スポーツ大会であることから、引き続き指標の在り方を検討しながらも、育成強化に取り組む必要があります。

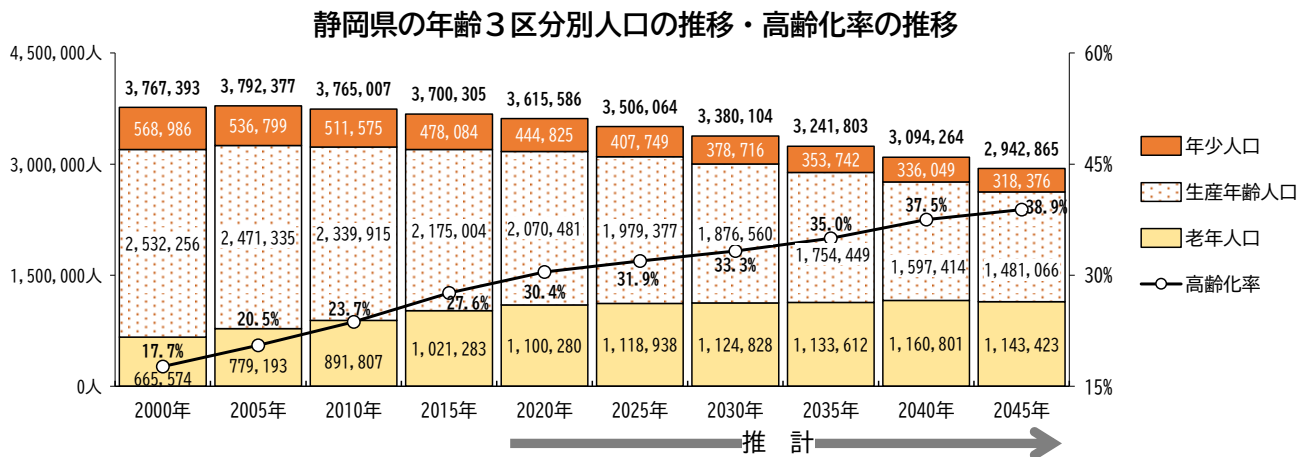
「東京オリパラ出場の本県関係者数」は目標値を達成できませんでしたが、両大会で金メダル11個を含む計25個のメダルを獲得するなど多くの県民に夢と感動、勇気をもたらしました。引き続き、未来のトップアスリートを輩出するため、ジュニア世代が様々な競技や個々の資質に応じた競技に触れる機会を創出し、ジュニアアスリートの発掘・育成・強化に取り組めます。

6 クリーンでフェアなスポーツの推進

スポーツ団体における組織運営の透明性の確保や、競技団体・アスリート等に対するフェアプレイ精神の涵養、ドーピング防止活動の充実等のガバナンスの強化に努めるなど、健全なスポーツ社会の実現を目指します。

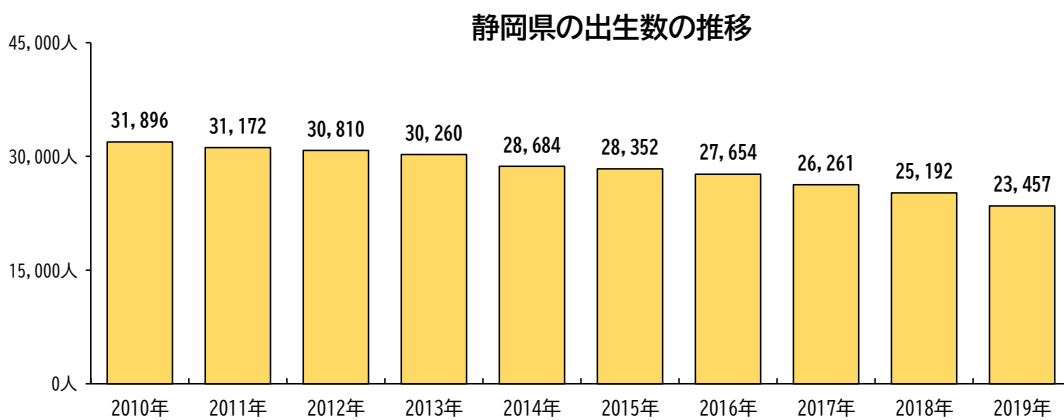
2 スポーツに関する静岡県の姿（本県を取り巻く課題）

本県の人口は、全国の傾向と同様に減少傾向にあり、2045（令和27）年には300万人を下回ると予想されています。今後、少子化と高齢化の傾向も続くものと予想されています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口も減少していくと予想されています。



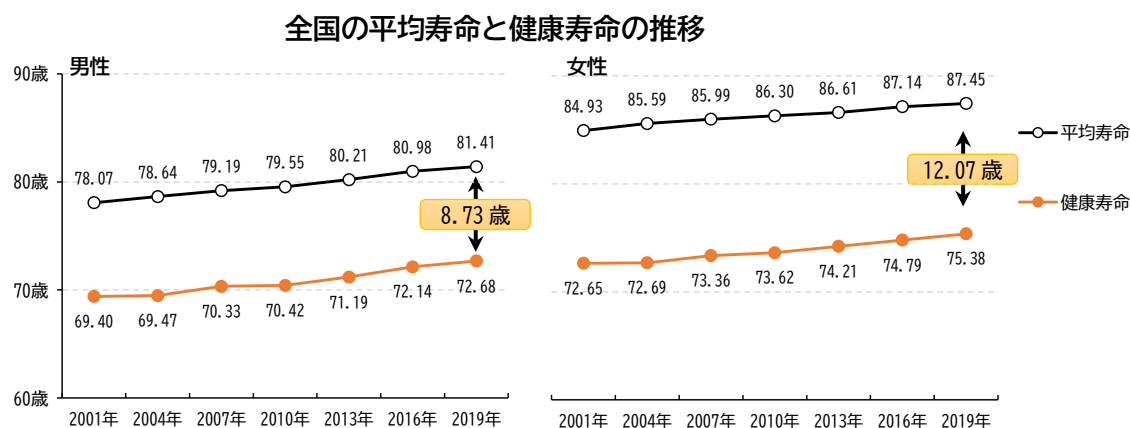
【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
2020（令和2）年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（2018（平成30）年3月公表）に基づく推計値。

人口減少の背景には少子化の進行があります。本県の出生数は、2014（平成26）年に3万人を割り込み、2019（令和元）年には23,457人となっており、減少傾向にあります。



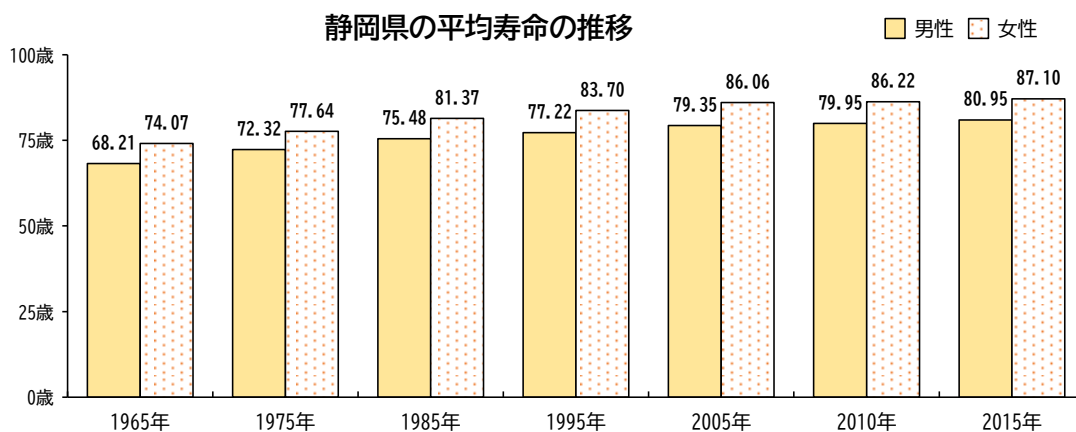
【出典】厚生労働省「人口動態調査」

わが国は、男女ともに平均寿命が 80 歳を超える長寿国ですが、平均寿命と健康寿命の差は、10 歳前後のまま推移しています。また、スポーツ庁の都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議（2018（平成 30）年度）（第 1 回）配付資料によると、運動不足が原因で毎年 5 万人が死亡しているとも言われています。



【出典】厚生労働省「第 16 回健康日本 2 1（第二次）推進専門委員会資料（2021（令和 3）年 12 月 20 日）」

人口減少と共に、超高齢化社会への対応が喫緊の課題となっています。本県の平均寿命は、男性・女性ともに延伸傾向にあり、2015（平成 27）年には男性 80.95 歳、女性 87.10 歳となっています。



	1965年		1975年		1985年		1995年		2005年		2010年		2015年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全国（歳）	67.74	72.92	71.79	77.01	74.95	80.75	76.70 (76.72)	83.22 (83.26)	78.79	85.75	79.59	86.35	80.77	87.01
静岡県の順位	11位	3位	6位	5位	8位	4位	5位	7位	6位	16位	10位	32位	17位	24位

【出典】厚生労働省「2015（平成 27）年都道府県別生命表の概況」

※1995（平成 7）年の（ ）の数値は、阪神・淡路大震災の影響を除去した場合の数値

本県の健康寿命は、全国的にみて長いことが知られており、2019（令和元）年では男性が73.45歳で全国5位、女性が76.58歳で全国5位となっています。

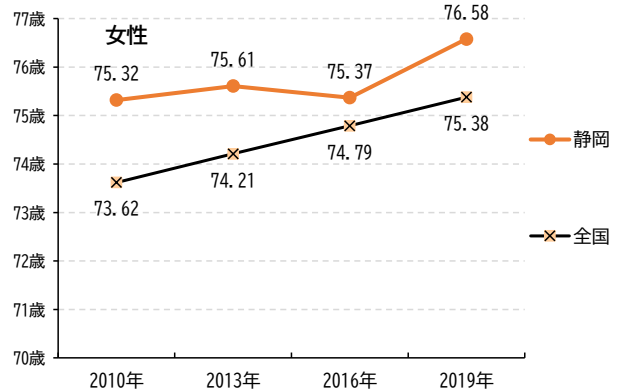
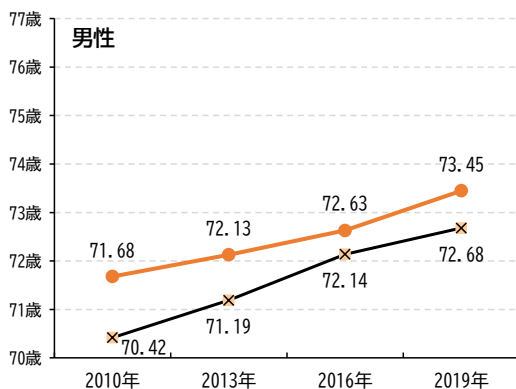
静岡県の健康寿命（男性）

順位	2010年		2013年		2016年		2019年	
－	全国	70.42歳	全国	71.19歳	全国	72.14歳	全国	72.68歳
1位	愛知	71.74歳	山梨	72.52歳	山梨	73.21歳	大分	73.72歳
2位	静岡	71.68歳	沖縄	72.14歳	埼玉	73.10歳	山梨	73.57歳
3位	千葉	71.62歳	静岡	72.13歳	愛知	73.06歳	埼玉	73.48歳
4位	茨城	71.32歳	石川	72.02歳	岐阜	72.89歳	滋賀	73.46歳
5位	山梨	71.20歳	宮城	71.99歳	石川	72.67歳	静岡	73.45歳
6位	長野	71.17歳	福井	71.97歳	静岡	72.63歳	群馬	73.41歳
7位	鹿児島	71.14歳	千葉	71.80歳	山形	72.61歳	鹿児島	73.40歳
8位	福井	71.11歳	熊本	71.75歳	富山	72.58歳	山口	73.31歳
9位	石川	71.10歳	宮崎	71.75歳	茨城	72.50歳	宮崎	73.30歳
10位	群馬	71.07歳	三重	71.68歳	新潟	72.45歳	福井	73.20歳
11位	宮崎	71.06歳	茨城	71.66歳	福井	72.45歳	神奈川	73.15歳
12位	神奈川	70.90歳	愛知	71.65歳	宮城	72.39歳	石川	73.08歳
13位	岐阜	70.89歳	群馬	71.64歳	千葉	72.37歳	岐阜	73.08歳

静岡県の健康寿命（女性）

	2010年		2013年		2016年		2019年	
－	全国	73.62歳	全国	74.21歳	全国	74.79歳	全国	75.38歳
1位	静岡	75.32歳	山梨	75.78歳	愛知	76.32歳	三重	77.58歳
2位	群馬	75.27歳	静岡	75.61歳	三重	76.30歳	山梨	76.74歳
3位	愛知	74.93歳	秋田	75.43歳	山梨	76.22歳	宮崎	76.71歳
4位	栃木	74.86歳	宮崎	75.37歳	富山	75.77歳	大分	76.60歳
5位	沖縄	74.86歳	群馬	75.27歳	島根	75.74歳	静岡	76.58歳
6位	島根	74.64歳	茨城	75.26歳	栃木	75.73歳	島根	76.42歳
7位	茨城	74.62歳	山口	75.23歳	岐阜	75.65歳	栃木	76.36歳
8位	宮崎	74.62歳	三重	75.13歳	茨城	75.52歳	高知	76.32歳
9位	石川	74.54歳	福井	75.09歳	鹿児島	75.51歳	鹿児島	76.23歳
10位	鹿児島	74.51歳	大分	75.01歳	沖縄	75.46歳	富山	76.18歳
11位	福井	74.49歳	栃木	74.83歳	新潟	75.44歳	岐阜	76.18歳
12位	山梨	74.47歳	岐阜	74.83歳	大分	75.38歳	愛知	76.09歳
13位	神奈川	74.36歳	新潟	74.79歳	静岡	75.37歳	青森	76.05歳

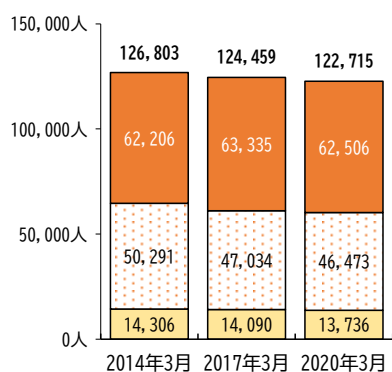
【出典】厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料（2021（令和3）年12月20日）」



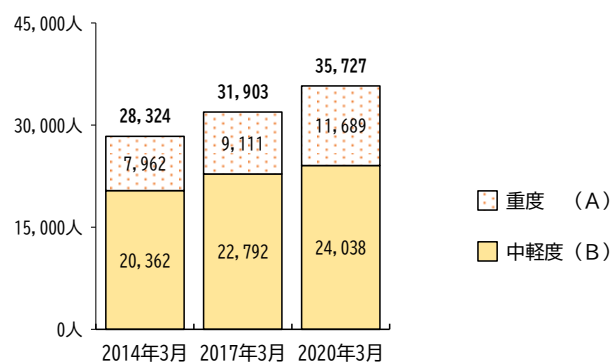
本県の障害のある人の状況は、2020（令和2）年3月時点で、身体障害者が122,715人、知的障害者が35,727人、精神障害者が54,431人となっています。身体障害者は減少傾向、知的障害者と精神障害者は増加傾向にあります。

静岡県の障害のある人の状況

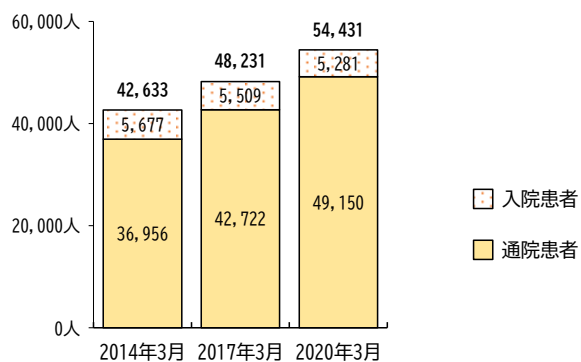
身体障害者



知的障害者



精神障害者

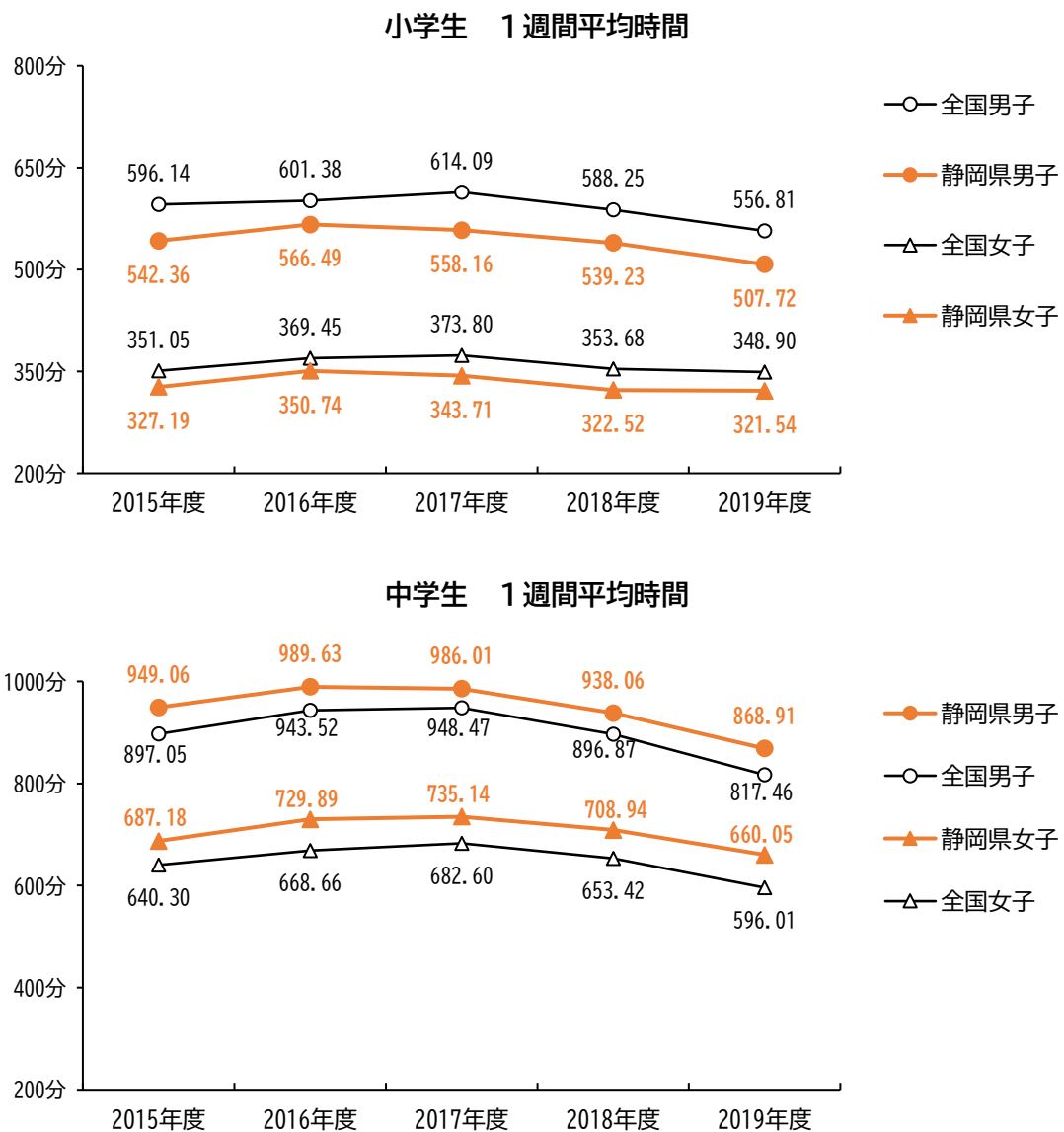


【出典】静岡県「ふじのくに障害者しあわせプラン第6期静岡県障害福祉計画・第2期静岡県障害児福祉計画」

全国の小中学生による、学校の体育の授業以外におけるスポーツ活動の時間をみると、男女ともに小学生よりも中学生のほうが活動時間は長くなっています。また、女子よりも男子のほうが活動時間は長くなっています。さらに、小中学生ともに活動時間はここ数年減少傾向にあります。

本県の状況は、小学生は男女ともに全国よりも活動時間が短く、中学生は男女ともに全国よりも活動時間が長くなっています。

学校の体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツを合計で1日およそどのくらいの時間しているか



【出典】スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

本県の 2021（令和3）年の公認スポーツ指導者認定者数は、スポーツ指導者基礎資格「コーチングアシスタント」が 137 人、競技別指導者資格「コーチ 1」が 4,311 人となっています。

静岡県の公認スポーツ指導者認定者数

(人)

		2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
スポーツ指導者基礎資格								
コーチングアシスタント							20	137
競技別指導者資格								
指導員	指導員	4,234	4,234	4,391	4,350	4,405		
	上級指導員	442	429	415	436	465		
スタートコーチ							78	89
コーチ	コーチ	562	593	630	693	739		
	上級コーチ	204	223	235	245	258		
コーチ	コーチ 1						4,399	4,311
	コーチ 2						499	478
	コーチ 3						810	837
	コーチ 4						278	279
教師	教師	90	88	89	83	83	80	74
	上級教師	26	26	27	22	22	20	20

【出典】公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ指導者に関するデータ（各年 10 月）」

※ 1 人が複数の資格を認定されている場合各資格欄にそれぞれ 1 人分を計上。

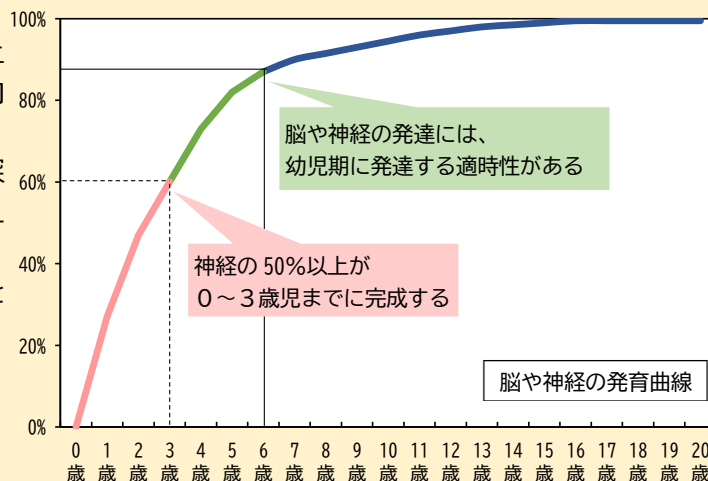
コラム

～乳幼児期のからだを使った遊びが、脳や神経の発達に大きく影響することを知っていますか～

からだを使った遊びは、運動能力の向上だけでなく、学習意欲を高め、主体性、向上心、社会性等をも育みます。

また、親子の運動遊びは、親子の絆を深め、子供の情緒の安定にも良い影響を与えます。

そのため、乳幼児期は 8 つの運動能力を育てることが大切です。



【出典】「スキヤモンの発育発達曲線」（1930）を一部改変 ※年齢に応じた発育度合いについて、成人期を 100%として示したものの。

オリンピックは、首都圏等は無観客でしたが、静岡県は収容定員の50%以内で1万人を上限に設定し、有観客で開催しました。パラリンピックは、全ての競技会場で無観客での開催（学校連携観戦を除く）となりました。

○県内のオリンピック自転車競技観客数（チケット保有者） 合計 20,600 人

	会場	観戦客数（合計）
ロード	富士スピードウェイ	9,400 人
マウンテンバイク	伊豆マウンテンバイクコース	6,300 人
トラック	伊豆ベロドローム	4,900 人

○県内の学校連携観戦プログラム参加人数等

	競技等	日数	学校数	人数
オリンピック	自転車競技（ロードレース、MTB、トラック）	6日	51校	1,240人
パラリンピック	実施なし（予定していた全学校キャンセル）	－	－	－

○事前キャンプ

・県内12市で事前キャンプを実施し、選手関係者延べ約780人を受入れました。

	自治体名	相手国	競技
オリンピック	静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、焼津市、藤枝市、御殿場市、袋井市、牧之原市	フランス、ブラジル、カナダ、アメリカ、スペイン、シンガポール、モンゴル、スイス、イタリア、アイルランド	テコンドー、柔道、卓球、新体操、フェンシング、バレーボール、空手、ボクシング、水泳、3×3バスケット、陸上競技、サーフィン等
パラリンピック	浜松市、富士市、焼津市	ブラジル、ラトビア、モンゴル	陸上競技、水泳、ゴールボール、ボッチャ等

○都市ボランティア

オリンピック	502人（延べ1,467人）が現地でおもてなし活動を実施。（名簿登録762人）
パラリンピック	現地での活動は中止となりましたが、オンラインで本県の魅力を情報発信。

○聖火リレー

・オリンピック聖火リレーでは、多くの都道府県が公道でのリレーを中止とする中、本県では一部区間を除いて、ほぼ予定通り実施し、大きなトラブルもなく県内24の市町を駆け抜けました。

	走行ランナー数	沿道観覧客	スタッフ	トピック
オリンピック 6/23～6/25 走行距離 51.6km	274人	約 102,000人	ボラ：約2,300人、 県職員応援約600人	浜松市中区での公道走行を中止し、北区に1本化して実施
パラリンピック 8/17 走行距離 6.3km	127人	約900人	ボラ：約300人、 県職員応援約80人	公道でのリレー実施は全国で御前崎・菊川区間のみ

第3章

基本理念と基本方針

1 基本理念

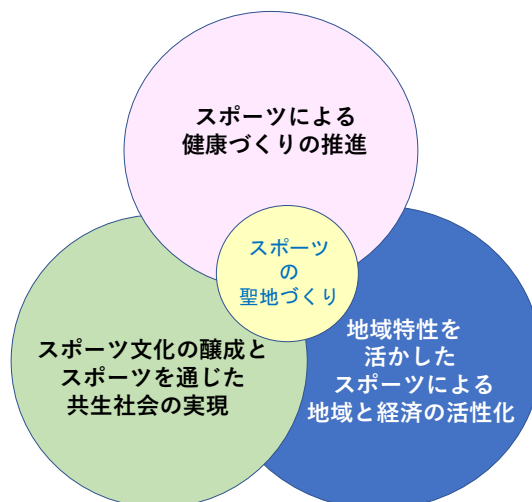
富士の高みがいつもそこにあるように、スポーツが文化として定着し、スポーツの力ですべての県民が健康で豊かに暮らせる、スポーツによるQOLの向上を実感できる社会を目指します。そこで、本県におけるスポーツ政策の基本理念を「スポーツの聖地づくり」と設定します。具体的には、以下の要素により、「スポーツの聖地」静岡の実現を目指します。

スポーツの聖地づくり

- “スポーツ・レクリエーション” から “競技” まで、それぞれの志向に応じ運動を楽しむことができる。
- 「する」「みる」「支える」など、様々なアプローチを通じて日常生活にスポーツを取り入れることができる。
- 性別、年齢、障害の有無、経済状況等の区別無く、ささえあいながら、ともにスポーツに関わることができる。
- トップアスリートの活躍が子供たちに夢を与え、スポーツを通して人間性や多様な能力を育むことができる。
- 地域の特色あるスポーツの取組や歴史に誇りを持つことができる。
- 適正な対価によるサービスとして様々なスポーツを楽しめる環境があり、スポーツ施設等への投資が促進され、スポーツにより地域や経済が活性化される。

2 基本方針

本計画の推進にあたっては、基本理念である「スポーツの聖地づくり」を実現するために、以下の3項目を基本方針とし、関係機関と連携しながら取り組みます。



1 スポーツによる健康づくりの推進

乳幼児から高齢者までの幅広い世代への生涯スポーツの振興、スポーツ施設の利活用促進等により、理想とされる運動量*のもと健康を維持し、充実した生活を送ることで健康長寿の実現へと繋げていきます。

<本県を取り巻く現状と課題>

平均寿命と健康寿命の乖離、ICT技術の発展や新たな生活様式の浸透に伴う外出機会減少、運動部活動改革、多様な志向に合わせたスポーツの広がり

<スポーツの力・意義>

体力の向上、健康増進により、より多くの県民が生涯にわたり健康的な暮らしを送ることができる。

*「理想とされる運動量」

「世界保健機関（WHO）が発表したガイドラインでは、一般的な成人に対して、1週間で150～300分の中強度の有酸素運動（もしくは75～150分の高強度の有酸素運動）と1週間のうち2日は、中強度以上の負荷をかけた筋力トレーニングを行うことを推奨しています。

また、子供と青少年に対しては、1週間を通して、1日平均60分以上の中強度から高強度の身体活動（主に有酸素性身体活動）を行なうことを推奨しています。

2 スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現

トップアスリートの活躍によるスポーツへの関心喚起や理解促進によりスポーツ文化の醸成を図ると共に、スポーツを通じて、性別、障害の有無、人種や言語にかかわらず誰もが活躍できる共生社会を実現します。

<本県を取り巻く現状と課題>

東京2020パラリンピック日本選手の活躍、オリパラによるスポーツマインド向上やボランティア活動の広がり

<スポーツの力・意義>

スポーツを通じて、人間的な成長を促すとともに、相手を尊重し、思いやる精神が育まれる。

3 地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化

地域資源を活用したスポーツツーリズムやスポーツ合宿、大規模大会の開催等により交流を促進し、地域と経済の活性化へと繋げていきます。

<本県を取り巻く現状と課題>

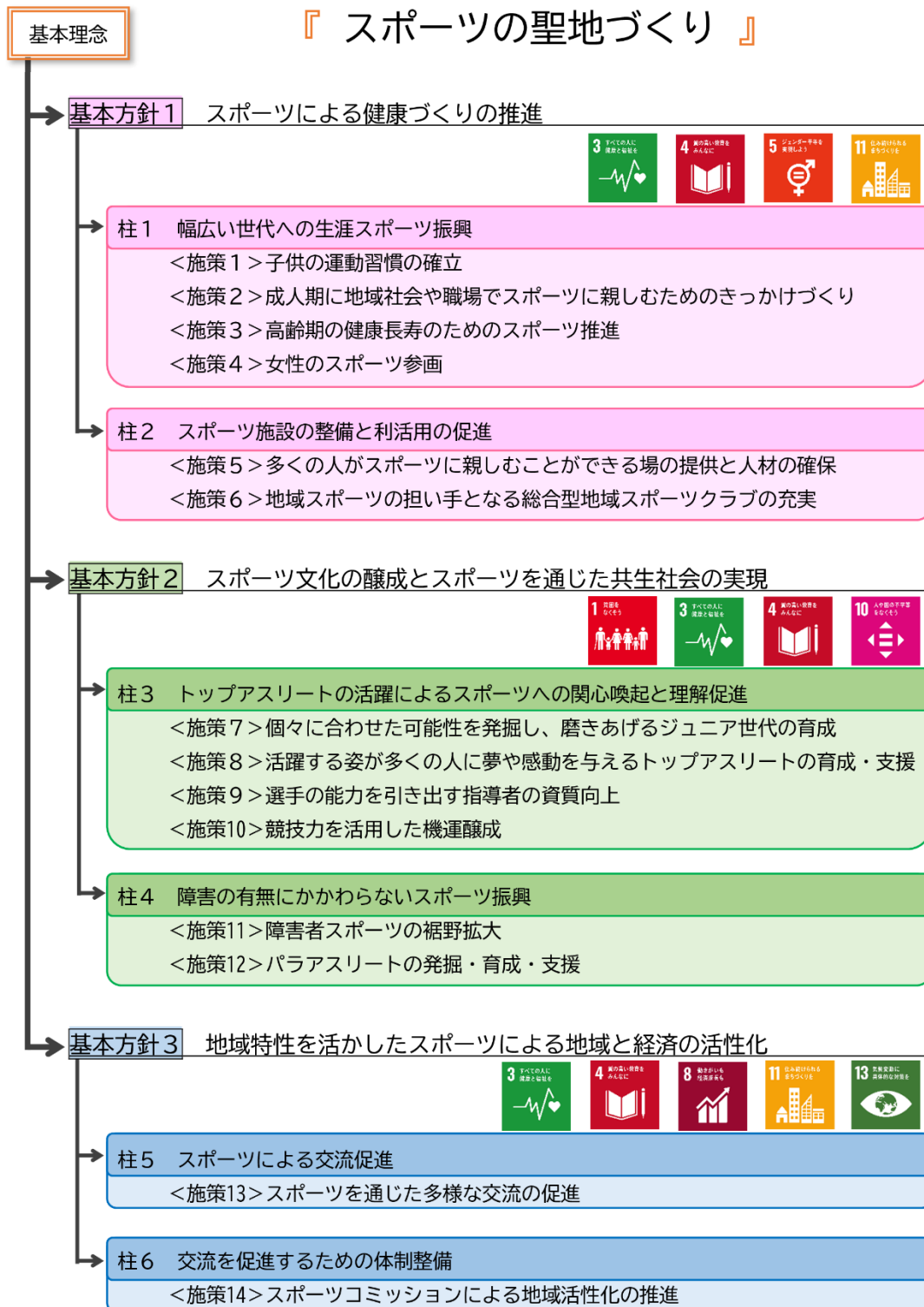
様々な地域資源、オリンピック・パラリンピックの開催、人口減少社会、新型コロナウイルス感染症による社会的閉塞感や経済の停滞（交流やスポーツイベントの制限など）、県外への人口流出

<スポーツの力・意義>

スポーツをすること、観戦することは、地元チームの応援を通じた地域の活性化や、産業の振興などをもたらし、地域と経済の活性化へとつながる。

第4章 具体的な施策の展開

1 体系図



2 施策の展開

基本方針1

スポーツによる健康づくりの推進



指標

成人の週1回以上のスポーツ実施率

現状値 2019年度54.5%・2020年度57.7% → 目標値 (毎年度) 70%

うち、成人女性の週1回以上のスポーツ実施率

現状値 2019年度52.8%・2020年度51.5% → 目標値 (毎年度) 70%

※1年間でのスポーツの実施について、「週3回以上」、「週1～2回」と回答した人の割合
(スポーツ庁調査)

柱1 幅広い世代への生涯スポーツ振興

県民の誰もが各年代で関心、適正等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実します。
また、生涯にわたるスポーツライフの実現の礎となる運動習慣と体力の向上を図るため、学校
や地域における子供のスポーツ機会を充実します。

目標

多様な年代が参加できるスポーツイベント数

(2019年度) 422回・(2020年度)172回 → (毎年度)440回

※市町、県レクリエーション協会、県スポーツ協会が主催するイベントの開催数(県スポーツ振興課調査)

目標

新体力テストの記録が全国平均を上回る割合

(2019年度) 59.3%・(2020年度)65.7% → (毎年度)100%

※新体力テストの全種目平均が全国平均を上回る割合(スポーツ庁調査)

< 施策 1 >

子供の運動習慣の確立

子供の体力向上は、乳幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣を身に付けることが大切であり、ルールのある遊びやスポーツなどは、友達づくり等を通じて社会性を育てるきっかけを与えてくれます。子供がスポーツに取り組む環境を整え、日頃から運動やスポーツに親しむ機会を拡大するとともに、バランスのとれた子供の体力向上を図ります。

① ファミリー・プレイ・プログラム等の活用

子供が、体を動かした遊びに取り組む習慣を身に付けるため、また、乳幼児期における運動の大切さを伝えるため、「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」、「ファミリー・チャレンジ・プログラム」及び「ふじのくに運動あそびプログラム」*の活用を推進します。

*乳幼児期において運動・スポーツに親しむ基礎を培うために親子で一緒に行う運動遊びのプログラム。

- ① 「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」
【0～3歳児を対象とした親子でできる運動遊び】(2010(平成22)年度策定)
- ② 「ファミリー・チャレンジ・プログラム」
【4～6歳児を対象とした親子でできる運動遊び】(2008(平成20)年度策定)
- ③ 「ふじのくに運動あそびプログラム」
【1～3歳児、3～5歳児を対象とした親子運動遊び】(2020(令和2)年度策定)

② 「幼児期運動指針*」の活用

幼児期の子供が、獲得しておくことが望ましい基本的な動き、生活習慣及び運動習慣を身に付けるため、「幼児期運動指針」の活用促進を図ります。

* 「幼児期運動指針」

運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指すもの。

③ 運動機会が少ない子供への魅力ある活動の提供

運動機会の少ない子供が、スポーツに取り組んでみようと思うきっかけづくりとなる、魅力ある活動を提供するよう努めます。

④ 新体力テストを活用した体力分析

効率的、効果的に子供の体力向上を図るため、新体力テストを活用して体力分析を行い、各自の目標設定が適切にできるようにします。

⑤ 「体力アップコンテストしずおか*」の普及

学校生活を通して運動やスポーツに親しみ、運動習慣を身につける活動を推進するため、「体力アップコンテストしずおか」の普及を図ります。

* 「体力アップコンテストしずおか」

運動習慣の形成期に当たる小学校を対象に、学級単位で記録に挑戦したり、体力づくりに取り組んだりすることにより、運動の日常化と体力向上を目指した静岡県独自のコンテスト。参加部門には、チャレンジ部門（①みんなでドッジボールラリー、②みんなでまと当て、③みんなでジャンプ、④みんなで8の字とび、⑤みんなでリレー）とダンス部門みんなでダンシング!!がある。

⑥ 「子どもの体力向上ふじさんプログラム*」の充実

学校全体での子供の体力づくりの取組を支援するため、「子どもの体力向上ふじさんプログラム」の充実を図ります。

* 「子どもの体力向上ふじさんプログラム」

個別の動作や運動をカテゴリ別に整理した、運動プログラムのデータベース。新体力テストポータル画面から、各学校が自由に視聴できるようになっている。

⑦ オリンピック・パラリンピック教育*の活用

子供のスポーツに対する興味・関心を高めるため、オリンピック、パラリンピアン等による講演や実技指導等のオリンピック・パラリンピック教育の活用に努めます。

*「オリンピック・パラリンピック教育」

歴史、競技種目等、「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」、ルールの尊重やフェアプレイの精神、チャレンジや努力を尊ぶ姿勢等のスポーツの価値、自国の社会や地域問題、国際社会の状況や現代的な課題に向き合うきっかけとする「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」から構成される。

⑧ 子供のスポーツに関する団体が一堂に会する場の設定

子供の指導のあり方等についての理解を共有化し、子供がスポーツに参加する機会の選択肢を増やすため、子供のスポーツに関する団体等が一堂に会する場の設定に努めます。

⑨ 中高生の運動部活動の指導体制充実

運動部活動の一層の推進を図るため、地域のスポーツ指導者の活用や運動部活動指導者の資質向上に向けた研修等を実施し、運動部活動の指導体制の充実に努めます。

⑩ 中高生の運動部活動の活性化

生徒の多様な運動部活動の機会確保や学校の特色に応じた活動の充実に努めるため、部活動指導員の配置など地域のスポーツ指導者等の活用を推進し運動部活動の活性化に努めます。

▶▶▶ ⑪事故、障害防止に向けた設備・用具の安全確保、 スポーツ医・科学活用 ▶▶▶

スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減を図るため、設備・用具等の安全確保や、スポーツ医・科学の活用に努めます。

▶▶▶ ⑫ニュースポーツ、マインドスポーツ*等の推進 ▶▶▶

子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず幅広い世代の方が楽しめるよう、静岡県レクリエーション協会等と連携してニュースポーツやマインドスポーツ等を推進し、参加機会の提供や情報発信に取り組みます。

*「マインドスポーツ」

野球やサッカーなどの身体能力を生かした運動を伴うスポーツを「フィジカルスポーツ」と位置付けるのに対して、チェスや囲碁などの記憶能力や判断能力等の脳の身体能力を使うスポーツを「マインドスポーツ」として位置付けている。

なお、第18回アジア競技大会において、カードゲームである「コントラクトブリッジ」が競技種目として初採用されている。



【ふれあいフェスタ（ダーツ）】

<施策2>

成人期に地域社会や職場でスポーツに

親しむためのきっかけづくり

関係団体と連携し、年齢や体力に関係なく、いつでも、どこでも楽しむことができ、誰でも気軽に取り組むことができるスポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図ります。また、企業が従業員の健康管理を経営的な視点で戦略的に実践する「健康経営」を推進するなど、企業の職場におけるスポーツの取組を支援します。

⑬ 県民のスポーツに関する意識調査の実施、分析

成人のスポーツ参画人口を拡大するためには、効果的な方策を検討する必要があることから、成人のスポーツ実施の実態を的確に把握するため、県民のスポーツに関する意識について調査を実施し、分析します。

⑭ 日常生活へ運動を取り入れることによる運動習慣化

成人のスポーツ参加を促進するため、スポーツ未実施者の原因を踏まえ、何かをしながらの運動の普及や、自転車通勤や一駅歩きなど通勤時間を運動時間として利用することの推進により、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

⑮ 健康経営の推進による職場の健康づくり支援

働く世代の健康づくりを推進するため、企業・事業所における「健康経営」を推進し、職場でのスポーツを通じた運動習慣の改善・定着や食生活の改善など健康づくりに取り組む企業を支援します。

▶▶▶ ⑯誰もがスポーツに親しむ機会の創出(推進月間、県民の日) ▶▶▶

県民誰もがスポーツに取り組む気運を盛り上げるため、「ふじのくにスポーツ推進月間」(10月1日～31日)を充実すると共に、県民がスポーツに親しむ機会を創出するため、「県民の日」などを記念した県民のスポーツ機会を提供します。



【いつでもどこでもストレッチ】

▶▶▶ ⑰ニュースポーツ、マインドスポーツ等の推進【再掲】 ▶▶▶

子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず幅広い世代の方が楽しめるよう、静岡県レクリエーション協会等と連携してニュースポーツやマインドスポーツ等を推進し、参加機会の提供や情報発信に取り組みます。

< 施策3 >

高齢期の健康長寿のためのスポーツ推進

高齢者が健康で生きがいを持ち、自立して暮らすことに寄与するスポーツの推進を図るため、関係機関や各市町・スポーツ推進委員・スポーツ団体等と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。

⑱ 静岡県すこやか長寿祭（仲間とのスポーツの場）

健康長寿に意義のあるふれあいや交流を生むスポーツ活動を推進するため、「静岡県すこやか長寿祭」の開催など、仲間とともにスポーツができる場を提供します。

⑲ 高齢者を対象とするスポーツ指導者の養成

高齢者の健康・体力づくりやスポーツ活動を支援するため、静岡県レクリエーション協会等と連携し、地域における高齢者指導に優れたスポーツ指導者の養成を図ります。

⑳ ニュースポーツ、マインドスポーツ等の推進【再掲】

子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず幅広い世代の方が楽しめるよう、静岡県レクリエーション協会等と連携してニュースポーツやマインドスポーツ等を推進し、参加機会の提供や情報発信に取り組みます。



【マインドスポーツ】

<施策4>

女性のスポーツ参画

幼児期や児童期の子供を対象とした、性別を問わずに参加することができるスポーツ団体の拡大を図るほか、出産や育児により、女性がスポーツをする習慣を断たれることがないよう、子育て中の保護者もスポーツをしやすい環境整備に努めます。

①男女とも参加できる幼・児童スポーツ団体の拡大（啓発）

幼児期・児童期に、性別に関係なく参加できるスポーツ団体を増やすため、関係者等への啓発に努めます。

②運動機会が少ない子供への魅力ある活動提供

近年、中学校や高等学校の運動部活動に所属する生徒の減少が指摘されており、特に女子においてその傾向が顕著です。運動機会が少ない生徒が、スポーツに取り組みやすい体制を作るため、魅力ある活動を提供するよう努めます。

③家族でスポーツに参加する機会の創出

子育て世代の保護者が、スポーツを含めて自分自身の余暇活動に時間を割くことに対して、周囲の十分な理解を得ることが難しい状況があります。そこで、子供のスポーツ活動と一緒に参加できるプログラムの提供や同じ会場でのスポーツ教室の開催など、スポーツの時間を創出するための方法を、市町や地域スポーツクラブの関係者と検討するとともに、生涯を通じてスポーツをすることの意義を周知するよう努めます。

④女性アスリートの活躍支援

女性アスリート特有の課題解決に向けて、女性アスリートや指導者に対して、婦人科医やスポーツドクター等の専門家による講習会や支援プログラムの提供等による支援を行います。

柱2 スポーツ施設の整備と利活用の促進

県民が主体的にスポーツに参加する環境基盤としてスポーツ活動を支える人材の育成と安全にスポーツ活動を行うことができるスポーツ施設等の場の確保・提供を目指します。

目標

県立スポーツ施設（県武道館、県立水泳場、県富士水泳場）利用者数

(2019年度) 532,792人・(2020年度)278,387人 → (毎年度) 600,000人

※県武道館、県立水泳場、県富士水泳場の利用者数（県スポーツ振興課調査）

目標

県営都市公園運動施設利用者数

(2019年度) 2,230,785人・(2020年度) 741,940人 → (毎年度) 2,220,000人

※県営都市公園（7公園）の運動施設の利用者数（県公園緑地課調査）



【県富士水泳場】

<施策5>

多くの人がスポーツに親しむことができる

場の提供と人材の確保

スポーツ指導者、スポーツ施設の充実を図り、多くの人が安全で安心してスポーツに親しむことができる環境を整備します。

⑮ 県立スポーツ施設の魅力向上

県民の多様なスポーツニーズに応えるため、指定管理者と連携してスポーツイベントの誘致や、各種スポーツ教室等のプログラムの提供に努めます。



【県立水泳場県民の日事業】



⑯ 県立スポーツ施設の適切な管理運営

利便性や安全性を確保するため、計画的に必要な修繕や対策を実施し、機能の向上に努めます。また、利用者の満足度を高めるため、指定管理者において、良好な管理運営がなされているか、客観的に検証するために外部評価委員会による評価を実施します。

▶▶▶ ⑳ 都市公園施設の機能充実 ▶▶▶

地域のスポーツ拠点として、利用者のニーズに的確に対応するため、指定管理者と連携してスポーツイベントの誘致や、各種スポーツ教室等のプログラムの提供に取り組むとともに、生涯スポーツの促進や障害者スポーツの振興に向けた施設改修を進めます。

▶▶▶ ㉑ 都市公園施設の維持修繕 ▶▶▶

老朽化した県営都市公園施設（運動施設、休憩施設及び園路広場等）について、施設の長寿命化と機能の確保、安全性の確保、ライフサイクルコスト縮減の観点をもち、計画的に維持修繕を進めます。

▶▶▶ ㉒ スポーツ施設のバリアフリー化、グラウンドの芝生化 ▶▶▶

地域や学校で、住民が安全にスポーツに親しめる環境を作り出すため、スポーツ施設等のバリアフリー化、学校体育施設の充実や学校の維持管理の実態に応じたグラウンドの芝生化等の充実に努めます。

▶▶▶ ㉓ 地域スポーツ活動充実のためのスポーツ推進委員の資質向上 ▶▶▶

地域におけるスポーツ活動の充実を図るため、実技研修会等を開催し、地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネーターという役割に対応できるようスポーツ推進委員の資質向上を図ります。

< 施策6 >

地域スポーツの担い手となる総合型地域スポーツクラブの充実

広域スポーツセンター、中間支援組織*、市町等が連携し、市町のスポーツ拠点となる総合型地域スポーツクラブが継続的・安定的に運営できる環境を整備します。

*「中間支援組織」

国の「第2期スポーツ基本計画（2017（平成29）年3月）」の中で「総合型地域スポーツクラブ」の質的充実が謳われ、これまでの量的拡大から、財政的な自立や地域の定着等の質的充実に重視し、「承認」制度から「登録・認証」制度を新たに構築することとなり、「中間支援組織」が制度を運用する。

③① 中間支援組織の支援

市町のスポーツ拠点となる「総合型地域スポーツクラブ」の活動を支える中間支援組織を必要に応じて支援することにより、総合型地域スポーツクラブが継続的・安定的に運営できる環境を整備します。

③② 広域スポーツセンターによる支援

市町や中間支援組織などの関係団体と連携して、静岡県広域スポーツセンター*が総合型地域スポーツクラブの設立、登録等の支援を行うことにより、クラブの自立的な運営を促進し、県民のスポーツ活動の場の充実に図ります。

*「静岡県広域スポーツセンター」

総合型地域スポーツクラブの活動に関わる静岡県内のスポーツ活動全般について、効果的な支援を行う機関。

基本方針2

スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現



指標

する、みる、支えるのいずれかの形で
スポーツに親しんだ県民の割合

現状値 2019年度92.6%
2020年度90.2% → (2025年) 90.2%以上

※年間で何らかのかたちでスポーツに親しんだ人の割合（する、みる（現地観戦、TV、ネット）、支えるのいずれか）（スポーツ庁調査から集計）

柱3 トップアスリートの活躍によるスポーツへの関心喚起と理解促進

トップアスリートの活躍に憧れを抱き、県民が「する」、「みる」、「支える」を通してスポーツを文化として親しむことができるよう競技力をさらに強化します。

目標

JOCオリンピック強化指定選手・JPCパラリンピック等
強化指定選手中の静岡県関係選手の割合

(2019年度) 2.7%・(2020年度)2.9% → (毎年度) 3.0%

※JOCやJPCが強化指定した選手のうち、静岡県に關係する關係競技団体の選手の割合（スポーツ振興課調査）

目標

国民体育大会への出場種目数

(2019年度)230種目・(2020年度)延期 → (毎年度) 231種目

※国民体育大会本大会に静岡県選手団が出場する種目数（(公財)静岡県スポーツ協会発表）（スポーツ振興課調査）

目標

日本スポーツ協会登録コーチ3、4（旧公認コーチ）数

(2019年度累計)997人・(2020年度累計)1,088人 → (2025年度累計) 1,300人

※(公財)日本スポーツ協会のコーチ3、4に登録する静岡県の指導者数（スポーツ振興課調査）
（日本スポーツ協会から旧指導員をコーチ1、2とし、旧公認コーチをコーチ3、4とする制度変更があった。
旧公認コーチ数を継続指標とするためコーチ3、4とした。）

<施策7>

個々に合わせた可能性を発掘し、磨きあげる

ジュニア世代の育成

国際競技大会や国民体育大会をはじめとする各種全国大会において、本県出身選手が活躍できるよう、ジュニア世代からの競技力の底上げを図るため、ジュニア選手の発掘、育成を推進します。

③ジュニア世代の発達段階に応じた育成・強化

本県から世界に羽ばたく選手を育成するため、各競技団体等における組織的・計画的な選手育成プログラムの整備を促進し、発達段階に応じたジュニア期からの継続的な指導体制の構築を目指します。

④学校や地域への各分野のスペシャリストの派遣

スポーツに取り組むジュニアを育成するため、各競技のトップアスリートから直接指導を受ける機会を設けるとともに、メンタルトレーニングやフィジカルトレーニング、栄養指導等の専門家を学校や地域に派遣し、広くジュニア世代の競技力の底上げを図ります。



【ドリカムスタート事業 飯塚翔太選手】

》》 ③⑤ ジュニア育成・強化のためのトップアスリートの派遣

世界で活躍する本県関係のトップアスリートを強化合宿やジュニア育成の練習会、競技大会等に派遣するなど、直接触れ合う機会を創出し、ジュニアアスリートの意欲を高め、競技力の向上を図ります。



【アスリートパスウェイ】

》》 ③⑥ 多くの競技を体験する機会の創出

新たな可能性を発見するため、県内スポーツチームや関係競技団体と協力して各種競技の体験教室を実施することで、ジュニアの適性に合った競技種目を選択する手助けをします。競技人口が少ない競技については、競技団体が、民間の人材や部活動指導者等の協力を得て、競技に触れる機会を創出し、競技力向上を図ります。

》》 ③7 競技力向上に向けた運動部活動の支援

ジュニアの計画的な強化を図るため、県中学校体育連盟や県高等学校体育連盟などと連携を図り、全国で優勝や入賞を期待される学校の運動部活動等に対して、トレーナーの派遣や強化遠征等の支援を行います。

》》 ③8 中高生の運動部活動の活性化【再掲】

生徒の多様な運動部活動の機会確保や学校の特色に応じた活動の充実を図るため、部活動指導員の配置など地域のスポーツ指導者等の活用を推進し運動部活動の活性化に努めます。

》》 ③9 体づくりに関するスポーツ食育支援

競技を始めた子供達やジュニアアスリート及びその保護者を対象に、競技力の向上に必要不可欠である体づくりに関するスポーツ食育に触れる機会を創出します。

<施策8>

活躍する姿が多くの人に夢や感動を与える

トップアスリートの育成・支援

世界を舞台に活躍できるトップアスリートを育成・支援するため、日常のコンディション調整やフィジカルチェック等の強化活動を支援するとともに、競技活動を続ける拠点として本県が選択されるよう、魅力的な環境づくりを進めます。

④⑩ オリンピック・パラリンピックでの活躍を目指す

トップアスリートの活動支援

オリンピック・パラリンピックで活躍し、県民に明るい夢と希望、感動をもたらすトップアスリートを育成するため、国内外で行う合宿や遠征、日常のコンディション調整やフィジカルトレーニング等の強化活動を支援します。

④⑪ 世界に羽ばたく可能性のあるアスリートの活動支援

本県スポーツ界の最前線として大きな推進力を持ち、国内外で活躍するアスリートを育成するため、強化合宿や遠征等の活動を支援します。



【国体ブロック大会】

》》》 ④②国内主要大会において優秀な成績を収めるための強化活動の支援 》》》

国民体育大会をはじめとする各種全国大会において、本県出身者が活躍できるように、ジュニアから成人まで体系的な選手強化や指導者の資質向上を図る取組を支援します。

》》》 ④③トップアスリートのセカンドキャリアの活動支援 》》》

本県関係のトップアスリートが、本県を拠点として競技者や指導者として活動できる方策について、市町、企業、(公財)静岡県スポーツ協会、(公財)静岡県障害者スポーツ協会や関係競技団体と連携して検討し、取り組みます。

》》》 ④④ICTを活用した強化活動の実施 》》》

コロナ禍における三密を回避した強化活動を推進するため、情報通信機器(ICT)を活用した効率的・効果的な強化活動の充実により、競技力の向上を図ります。



【ICTを活用した戦術の説明(科学技術高校)】

》》》 ④⑤スポーツ医・科学を有効活用したアスリート支援 》》》

多くのアスリートや指導者がスポーツ医・科学の専門的な知識を深め、年代やレベルに応じた適切な活用ができるよう、関係団体と連携して専門講習会を開催するなど、スポーツ医・科学の有効活用を推進します。

選手の能力を引き出す指導者の資質向上

講習会や研修会を受講することにより、指導者が専門性を高め、年代やレベルに応じた適切な指導ができ、選手の能力を引き出す指導者の育成を図ります。

④⑥ 国内外のトップクラス指導者の招聘

将来を見据えた継続的な指導体制を構築するため、強化練習・強化合宿において、トップレベルの指導法を学ぶ研修会などを実施したり、各年代の指導者交流を活発に行ったり、指導技術や選手の情報を共有することで、心身の発達段階に配慮できる指導者を養成します。

④⑦ 上級コーチ等の指導者資格取得、専門研修会への参加支援

国民体育大会に監督として参加するには、(公財)日本スポーツ協会及び中央競技団体が指定する上級コーチなどの指導資格を有することが条件となっているため、中央競技団体が行う講習会や研修会に指導者が受講することを支援し、専門性を高め、資質の向上を図ります。また、競技団体と連携して、ライセンス保持者のリフレッシュ研修の充実など、指導者が常に情報を更新していくことができる環境を整備し、指導者の資質向上を図ります。

》》》 ④⑧ ジュニア期のスポーツ・インテグリティ*の基盤整備

ジュニア選手の健全な心身の発達を図るため、スポーツ関係団体と連携し、ドーピング防止活動・ライフスキル教育等の研修会を開催するなど、フェアプレイの精神を育むとともに、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）の基盤の整備を推進します。

*「スポーツ・インテグリティ」

ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念である。

》》》 ④⑨ スポーツ医・科学研究の成果の活用

大学や市町等と連携し、選手のフィジカルデータ等を強化プログラムで活用している取組例の紹介や、競技力向上に役立つ情報、スポーツ医・科学研究の成果等を競技関係者にフィードバックするとともにスポーツ合宿誘致のツールとして活用を図ります。

》》》 ⑤⑩ ICTを活用した指導力の向上

大学や企業等と連携し、科学的根拠に基づく競技力向上を図るため、動作解析ソフトを用いた指導実践やICTを活用した効果的な練習方法を普及し、指導力の向上を図ります。

競技力を活用した機運醸成

国際的なイベント後も継続的に国内外からの交流人口の拡大やスポーツ産業の振興を推進し、地域の活性化を図ります。

⑤①東京2020オリンピック・パラリンピック開催記念イベント

本県でのオリパラ自転車競技開催による盛り上がりを継続し、次回パリ大会に向けて更なる機運を高めるため、記念イベント等を開催します。

⑤②オリンピック・パラリンピック教育の活用【再掲】

子供のスポーツに対する興味・関心を高めるため、オリンピック、パラリンピアン等による講演や実技指導等のオリンピック・パラリンピック教育の活用に努めます。

⑤③ラグビー文化の醸成

ラグビーワールドカップのレガシーを継承するため、小笠山総合運動公園を核として、大会や合宿の誘致、ラグビー教育の推進など、ラグビーの聖地づくりに取り組みます。



【ラグビー教育レガシー推進事業】

柱4 障害の有無にかかわらずスポーツ振興

全ての人々が、誰でもスポーツに関心を持ち、親しむことができるよう、社会全体で積極的に環境を整備し、障害者スポーツの振興を図ります。

目
標

静岡県障害者スポーツ大会への参加者数

(2019年度) 2,902人・(2020年度) 454人 → (毎年度) 3,000人

※県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）への参加者数（（公財）静岡県障害者スポーツ協会調査）

<施策11>

障害者スポーツの裾野拡大

障害のある人もない人も共にスポーツを楽しむことができる機会を拡大し、障害者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

⑤4 障害のある人が安全にスポーツを行うためのニーズ把握

障害のある人が安全にスポーツを行うことができる環境を整備するため、スポーツ施設や指導者に対する障害のある人のニーズ把握に努めます。

⑤5 障害者スポーツに親しむ機会の提供

障害のある人のスポーツ推進を図るため、（公財）静岡県障害者スポーツ協会と連携して、障害者スポーツ教室の開催、県大会の開催、全国大会への選手団の派遣等の事業に取り組みます。

》》 ⑤⑥ 障害者スポーツの指導者の育成・活用

障害のある人のスポーツ活動の充実を図るため、(公財)静岡県障害者スポーツ協会と連携し、健康や安全管理に配慮した指導を行う「初級障がい者スポーツ指導員」の養成に努めます。

また、障がい者スポーツ指導員の活用について関係団体等と検討します。

》》 ⑤⑦ 特別支援学校生徒と地域スポーツ関係者との連携

特別支援学校において、障害のある生徒が、障害の種別及び程度に応じ、自主的かつ積極的に学校体育活動ができるよう地域のスポーツ関係者との連携を促進するなど環境の整備に努めます。

》》 ⑤⑧ 障害のある人とない人が一緒にスポーツに参加する機会の提供

スポーツを通じて、障害のある人への理解、共感、敬意を備えた地域社会を実現するため、障害のある人とない人が一緒に参加できるスポーツ教室等の機会の拡大に努めます。

》》 ⑤⑨ 障害者スポーツ応援隊の活用

障害者スポーツへの理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指すため、特別支援学校、小中学校等にパラリンピック出場者を派遣して講演会や実技指導等を開催します。



【わかふじスポーツ大会水泳競技】



【障害者スポーツ応援隊佐藤友祈選手】

<施策12>

パラアスリートの発掘・育成・支援

パラアスリートの活躍は障害のある人の自立や社会参加を促す大きな力となることから、パラリンピック種目などの競技性の高い障害者スポーツの競技力向上のため、アスリートの発掘・育成・強化の支援に努めます。

▶▶▶ ⑥⑩パラリンピック、デフリンピックなどで活躍する選手の支援 ▶▶▶

パラアスリートの活躍は障害のある人の自立や共生社会実現に向けて、大きな力となることから、パラリンピック・デフリンピックなどの国際大会等で活躍する選手の育成・強化を支援します。

▶▶▶ ⑥⑪競技力向上を目的とする強化練習会、合宿等の支援 ▶▶▶

パラアスリートの競技力向上を目的として、中・上級者向けの強化練習会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会において、参加選手が活躍するよう、事前に合宿を開催するほか、関係団体等と強化方法を検討するなど、パラアスリートを支援します。

》》》 ⑥②パラアスリート発掘のための体験会の開催



障害者スポーツの次世代を担うパラアスリートを発掘するため、リハビリ施設等において、パラリンピック等の競技スポーツを体験する機会を提供します。



【静岡県ブレードランニングクリニック】



【パラスポーツ体験会（タンデム自転車練習会）】

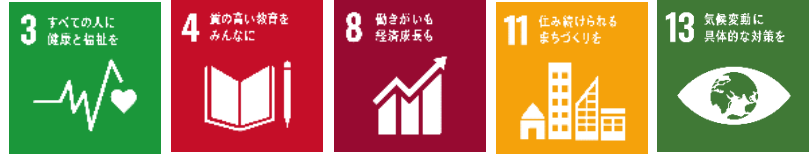
》》》 ⑥③全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣の支援



（公財）障害者スポーツ協会と連携し、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣を継続的に行うことにより、選手強化、競技人口拡大に繋げ、障害のある人のスポーツの推進を図ります。

基本方針3

地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化



県内施設・大会等でスポーツをする人、みる人の人数

指標

現状値 2019年度 14,344,670人
 2020年度 8,861,764人 → 目標値 (2025年度) 15,000,000人

※県内主要スポーツ施設の利用者、スポーツイベントの参加者、県内で開催されるプロスポーツや国際大会などの観戦者の合計人数（県スポーツ局調査）

柱5 スポーツによる交流促進

ラグビーワールドカップ2019や、東京2020オリンピック・パラリンピックの本県開催の実績を活かすと共に、長い海岸線や富士山麓の自然環境等の県内の地域資源を活用した多様なスポーツ交流やスポーツ産業の振興を推進し、交流の促進を図ります。

目 標	サイクリング県モデルルート数
	(2019年度) 4ルート・(2020年度) 4ルート → (2026年度) 7ルート

※県内の国認定サイクリングモデルルート数

目 標	主催、共催、後援したスポーツ大会数
	(2019年度) 147件・(2020年度) 75件 → (2025年度) 150件

※スポーツ局において主催、共催、後援するスポーツ大会を集計（スポーツ政策課調査）

スポーツを通じた多様な交流の促進

県内各地で展開される様々なスポーツイベントや大会などを通じて、人々の多様な交流を促進し、地域と経済の活性化につなげます。

⑥4 「サイクルスポーツの聖地」を目指す取組の推進

東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の本県開催を契機に、本県を国内外のサイクリストを惹きつける地域とするため、「サイクルスポーツの聖地」を目指す取組を推進します。



【サイクルスポーツの聖地創造会議】

⑥5 地域の資源を活用したスポーツ交流の推進

富士山女子駅伝をはじめとした地域に根ざしたスポーツイベントを開催・支援すると共に、SNSなどのツールを活用して情報発信することにより、地域の交流促進や認知度向上に努めます。



【富士山女子駅伝】（提供：富士市）



【静波サーフスタジアム
オープニングセレモニー】



》》 ⑥⑥ スポーツ産業振興協議会の支援

新たなスポーツ関連事業の創出を目的として、産学民官によって設立されたスポーツ産業振興協議会の活動を支援し、会員によるスポーツ資源を活用した新サービス、新商品の開発等を促進します。

》》 ⑥⑦ テーマ性を持ったツーリズムの推進

富士山をはじめとする自然など、本県の魅力ある観光資源を活用したアドベンチャーツーリズムやサイクルツーリズムなどを推進し、県内への来訪や滞在を促進します。

》》 ⑥⑧ 自転車競技国際大会等開催に向けた準備

ロード、トラック、MTB等自転車競技のワールドカップ等の国際競技大会の開催に向け、ステップアップ大会等の開催に取り組みます。

》》》 ⑥9 国際ロードレース大会創設に向けた取組



自転車競技（東京2020オリンピック・パラリンピックのロード）会場である富士スピードウェイを含むロードコースを活用し、既存大会（Tour of Japan等）の活用等により国際ロードレース大会創設に取り組めます。



【2021ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ(第1ステージ)】

》》》 ⑦0 プロスポーツチーム等との連携



県内で活躍するプロスポーツチーム等と連携したネットワークを構築し、県内のスポーツへの関心を高めるため情報発信・販わい創出等に取り組めます。



【2021（令和3）年度静岡県スポーツチーム連携ポスター】

柱6 交流を促進するための体制整備

ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックといった大規模スポーツイベントの開催の実績を継承し、スポーツ大会、合宿の誘致等を推進するための体制整備に取り組みます。

目
標

スポーツボランティア登録数

(2021年度) 353人 → (2025年度) 600人

※（仮称）静岡県スポーツボランティアの登録者数

（ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリ・パラボランティアを対象としてアンケート調査実施）（オリパラ課調査）

<施策14>

スポーツコミッションによる地域活性化の推進

本県の目指す「スポーツの聖地」の実現を強力に推進するために、全県を対象としたスポーツによる地域の活性化に取り組む「スポーツコミッション」の設立を進めます。

⑦① スポーツコミッションの設置に向けた準備

テーマ性を持ち、地域の民間企業や自治体が協働できる魅力ある大会を開催する体制を整備し、地域と経済の活性化を図ります。

⑦② スポーツボランティア活動への参加の促進

スポーツを通じて、県民の社会貢献活動への参画意欲を高めるため、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックで活躍したボランティアを中心に情報提供等を通してスポーツイベント運営支援のためのボランティア活動への参加を促すなど、スポーツを支える活動への参加を促進します。

73 大規模国際スポーツイベントを契機とした交流継続のための支援

多様な国・地域との国際交流等を継続的に実施するため、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプを受入れた市町等の取組を支援します。

【袋井市アイルランドチーム事前キャンプ受入】



【御殿場市イタリアチーム事後交流受入】

74 サイクルスポーツセンターの自転車トレーニングヴィレッジとしての活用の促進

日本サイクルスポーツセンターの自転車トレーニングヴィレッジ化を目指し、自転車競技強化・育成拠点としての地位確立や自転車競技大会等の開催などレガシー継承に取り組めます。

75 小笠山総合運動公園の利活用によるスポーツ合宿等の推進

各競技団体と連携し、トップレベルの競技会を開催することにより、小笠山総合運動公園の能力を全国に示すと共に、各レベルの大会・合宿誘致等に繋がります。

資料編



指標・目標一覧

	実績年度	目標年度
基本方針1 スポーツによる健康づくりの推進		
成人の週1回以上のスポーツ実施率	(2019年) 54.5%	(毎年度) 70%
	(2020年) 57.7%	
成人女性の週1回以上のスポーツ実施率	(2019年) 52.8%	(毎年度) 70%
	(2020年) 51.5%	
柱1 幅広い世代への生涯スポーツ振興		
多様な年代が参加できるスポーツイベント数	(2019年) 422回	(毎年度) 440回
	(2020年) 172回	
新体力テストの記録が全国平均を上回る割合	(2019年) 59.3%	(毎年度) 100%
	(2020年) 65.7%	
柱2 スポーツ施設の整備と利活用の促進		
県立スポーツ施設（県武道館、県立水泳場、県富士水泳場）利用者数	(2019年) 532,792人	(毎年度) 600,000人
	(2020年) 278,387人	
県営都市公園運動施設利用者数	(2019年) 2,230,785人	(毎年度) 2,220,000人
	(2020年) 741,940人	
基本方針2 スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現		
する、みる、支えるのいずれかの形でスポーツに親しんだ県民の割合	(2019年) 92.6%	(2025年) 90.2%以上
	(2020年) 90.2%	
柱3 トップアスリートの活躍によるスポーツへの関心喚起と理解促進		
JOCオリンピック強化指定選手・JPCパラリンピック等強化指定選手中の静岡県関係選手の割合	(2019年) 2.7%	(毎年度) 3.0%
	(2020年) 2.9%	
国民体育大会への出場種目数	(2019年) 230種目	(毎年度) 231種目
	(2020年) 延期	
日本スポーツ協会登録コーチ3、4（旧公認コーチ）数	(2019年累計) 997人	(2025年累計) 1,300人
	(2020年累計) 1,088人	
柱4 障害の有無にかかわらずスポーツ振興		
静岡県障害者スポーツ大会への参加者数	(2019年) 2,902人	(毎年度) 3,000人
	(2020年) 454人	
基本方針3 地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化		
県内施設・大会等でスポーツをする人、みる人の人数	(2019年) 14,344,670人	(2025年) 15,000,000人
	(2020年) 8,861,764人	
柱5 スポーツによる交流促進		
サイクリング県モデルルート数	(2019年) 4ルート	(2026年) 7ルート
	(2020年) 4ルート	
主催、共催、後援したスポーツ大会数	(2019年) 147件	(2025年) 150件
	(2020年) 75件	
柱6 交流を促進するための体制整備		
スポーツボランティア登録数	(2021年) 353人	(2025年) 600人

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。こ

れらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確

保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学的研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（学校における体育の充実）

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体カテスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に特別な措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

プログラム

ママ大好き! ぶれあいあそび

～親子ぶれあいあそびで、運動好きな子どもを育てよう～

乳幼児期には……

1 親子でぶれあいながら運動遊びをすることが大切です。

- ① 人の顔や神経は、乳幼児期に着しく発達するため、乳幼児期からだを使った遊びは、これらの発達に大きく影響します。
- ② からだを使った遊びは、運動能力の向上だけでなく、学習意欲を高め、主体性、向上心、社会性をも高めます。
- ③ 親子の運動遊びは、親子の絆を深め、子どもの情緒を安定させます。
- ④ 発達段階には大きな個人差があります。無理なことを強ひ、笑顔で乳幼児の目を見ながらスランプを繰り返す、寝かなくてはいけないことが大切です。

2 次の8つの運動能力を育てることが大切です。

走る 跳ぶ 投げ ぶら下がる リズム すばやさ 力の入れ方 バランス

様々な運動・スポーツは、これらの8つの運動能力が、組み合わさっています。(例) さかがり

ボート遊び、ロケットごっこ、ひんびんジャンプ、うでアランコ、びんびんダンス、どろどろおぼろ、ジャジャタタチ、ごごアランコ、バランスだま

赤い糸から3歳までのぶれあいファミリー・プレイ・プログラム

～8つの運動能力を育てる親子運動遊び～

ぶれあいあそび、ぼんぼんぼん

お父さん、お母さんの「顔」で行きましょう!
 周りの安全を確認しましょう!
 継続していきましょう!

制作：静岡県教育委員会 監修：静岡県乳幼児期の「運動遊び」検討会

【ファミリー・プレイ・プログラム】

笑顔いっぱい! 親子あそび!!

～親子あそびで、運動好きな子どもを育てよう～

1 運動好きな子どもを育てるには、幼児期の今が大切です!

- ① 人の顔や神経は、幼児期に着しく発達するため、幼児期からだを使った遊びは、これらの発達に大きな影響を与えます。さらには、身につけた動作は、生涯失われることはないといわれています。(ただし、一時的な発達遅滞は、専門機関に相談することがあります。)
- ② からだを使った遊びは、運動能力の向上だけでなく、意欲や主体性、向上心、社会性をも高めます。
- ③ この時期の親子あそびは、親子の絆を深め、子どもの情緒の安定にも良い影響を与えます。

2 幼児期には、次の8つの運動能力を育てることが大切です!

走る 跳ぶ 投げ ぶら下がる リズム すばやさ 力の入れ方 バランス

ファミリー・チャレンジ・プログラム

～8つの運動能力を育てる親子あそび～

一歩いけるかな? 走る、跳ぶ、投げ、ぶら下がる

ふじっぴーからのアドバイス
 周りの安全を確認してからやろうね。
 ・大きな「Q」が、主に身につく運動能力だよ。
 ・毎日繰り返すことが大切だよ!

振り棒とび、新聞紙アタック

世界一周旅行、ひこーきブーン

ハンドパワーでグルリンコ、バランスモミモミ

ふじっぴーからのお願い!
 周りの安全を確認してからやろうね。

制作：静岡県教育委員会 監修：静岡県乳幼児期の「運動遊び」検討会

【ファミリー・チャレンジ・プログラム】



【ふじのくに運動あそびプログラム
(1～3歳児)】



【ふじのくに運動あそびプログラム
(3～5歳児)】



静岡県
スポーツ
推進計画

静岡県

静岡県 スポーツ・文化観光部
スポーツ局 スポーツ政策課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL.054-221-2504